

## 患者等搬送乗務員適任証について

患者等搬送事業者の認定要件として

- 患者等搬送用自動車 1 台につき 2 名（車椅子専用自動車の場合は乗務員 1 名）が必要となります。
- 乗務員は満 18 歳以上で患者等搬送乗務員適任証を交付されている者です。

◎乗務員適任証の交付を受けるためには・・・

- 基礎講習を受講する
- 特例認定申請を行う



必要があります。

※特例認定とは、

- ①救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第 51 条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
- ②上記①に定める者と同等以上の知識及び技術を有すると消防長が認める者

### 【乗務員適任証の有効期限】

- 乗務員適任証の交付日から 2 年間です。  
但し、定期講習を受講した者についてはさらに 2 年間有効とします。



### 【患者等搬送事業講習種別について】

患者等搬送事業講習は以下の種別があります。

#### ●基礎講習

- 守口市・門真市に在住または在勤で初めて適任証の交付を受けようとする満 18 歳以上の方が対象です。
- 8 時間の講習を 3 日間（車椅子専用は 8 時間の講習を 2 日間）を受講していただき、効果測定で一定の条件を満たした方に患者等搬送乗務員適任証を交付します。

#### ●定期講習

- 守口市・門真市に在住または在勤で患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている方が対象です。
- 3 時間の講習を受講していただいた方は、患者等搬送乗務員適任証に再講習受講の旨を記載します。

※上記講習の受講を希望する方または詳細をお聞きしたい方は、警備課までお問い合わせください。

消防本部 警備課  
TEL06-6906-1305